

保育関係の規制改革事項について

1 国家戦略特区関係

規制改革事項	概要	実現時期	活用自治体
特例措置			
1 地域限定保育士	「 地域限定保育士 」の創設（政令市による当該保育士試験の実施を含む） 保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する資格を付与。 地域限定保育士試験を政令指定都市市長が実施することを可能とする。	H27年7月 特区法成立	神奈川県、成田市、大阪府、沖縄県、仙台市
2 地域限定保育士（実施主体）	多様な主体による地域限定保育士試験の実施 地域限定保育士試験の指定試験機関について、公正、適正かつ確実な試験の実施を担保した上で、株式会社を含む多様な法人を活用可能とする。	H29年6月 特区法成立	神奈川県
3 小規模認可保育（対象年齢）	小規模認可保育所における対象年齢の拡大 待機児童の多い特区において、現在、原則として0～2歳を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0歳から5歳までの一貫した保育や、3～5歳のみ保育等を行うことを可能とする。	H29年6月 特区法成立	成田市、大阪府
4 地方裁量型認可移行施設の設置	「 地方裁量型認可移行施設 」の設置 「認可移行施設」を基にして、待機児童が多い都道府県が保育の質の確保・向上を図りつつ、積極的に待機児童解消に取り組めるよう、保育所等への移行を希望する施設や保育士不足のため保育所等としての事業を休止した上でその再開を目指し、認可外保育施設として事業を継続する施設について、所要の講習・研修を経た保育従事者を一定割合配置する等、都道府県が自ら定める基準を満たした場合に支援を行うことによる保育の受け皿整備を可能とする。	H31年4月 通知	—
特例措置 → 全国展開			
5 都市公園保育所	都市公園内における保育所等設置の解禁 保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用を許可。	H27年7月 特区法措置 H29年5月 都市公園法	東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡市、仙台市
規制改革事項	概要	実現時期	活用自治体
全国措置			
6 在宅医療（16kmルール）	在宅医療に係る保険適用の柔軟化 例えば訪問型病児保育と併せて行う往診・訪問診療など、子供に対する往診・訪問診療であって対応できる医療機関の確保が困難なものについては、医療機関と患者の所在地との距離が16キロメートルを超える場合であっても保険給付の対象となることを明確化する。	H27年6月 事務連絡	—
7 小規模認可保育所（バリアフリー）	小規模認可保育所に対するバリアフリー法の適合免除の明確化 自治体がバリアフリー法の規定に基づき、条例により、保育所等を同法の基準の適合対象にしようとする場合に、共同住宅の用途変更により設置しようとする小規模認可保育所については、同基準を満たさなくてもよい旨を自治体が明確化できるよう、同法の合理的な運用を促すための措置を講じた。	H28年6月 通知	—
8 保育士配置	保育所等における保育士配置の特例 保育所等における保育士配置について、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことにより、保育士の数を1名とすることを可能とする。	H28年4月 省令	—
9 保育所整備（採光規定）	保育所の円滑な整備等に向けた採光規定の緩和 都市部における保育所の円滑な整備を後押しするため、既存のオフィスビル等の用途を変更し保育所が設置できるよう、建築基準法の採光のための窓に関する規定を見直す。	H30年3月 告示	—

2 構造改革特区関係（待機児童対策）

規制改革事項	概要	実現時期	活用自治体
1 保育所における看護師配置補助要件の緩和事業	4人以上6人未満の乳児が入所している保育所について、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を1名に限って、保育士とみなすことができる。	H23年特例措置 H26年全国措置	新潟県柏崎市、鳥取県松江市、佐賀県、新潟県阿賀野市、長崎県

※「活用自治体」欄の下線を付した自治体は当該メニューを初めに活用した自治体